



第3回 2014年1月号

長野 浩三
KCCN 理事・事務局長
弁護士

携帯電話の契約では、ほとんどの場合が2年の定期契約として基本使用料金を通常より半額とするとし、その期間に契約を解約する場合は9975円の解約金を徴収することとされています。この問題は、割引システムと称して、基本料金を半額にするかわりに2年間拘束をし、中途解約する場合に9975円の違約金を支払うという違約金約束をさせるものです。ナンバーポータビリティ制度（MNP）で他社へ変更する際に障害となっており、消費者が自由に携帯電話会社を選択する自由・利益を不当に害する条項となっています。



そこで、KCCNはこのような条項について差止訴訟を提起しました。

現在、携帯電話会社3社を相手にして、訴訟において激しく争われており、裁判所の判断も様々なものが出ています。

1審のKDDIでは勝訴したものの（京都地判平成24年7月19日判例時報2158号95頁・金融・商事判例1402号55頁）、高裁段階ではいずれも差止請求は棄却されました。現在ドコモ、KDDI、ソフトバンクの各事件はいずれも最高裁へ上告受理申立をしています。

この問題については、

- ① 「割引」額が損害か（ソフトバンクについては「割引」はない）、
- ② 逸失利益が損害か、
- ③ 消費者契約法9条1号の「区分」は2年全契約を1区分でいいのか、個別的に各月毎に判断されるべきか、が論点となっており、この各論点の組み合わせで結論が異なります。消費者の利益擁護の観点からすれば、解約料は、消費者の不当な囲い込み目的の条項であり、①「割引」分も②逸失利益も損害でなく、③「区分」は各プラン毎、各月毎に判断されるべきです。

また、2年経過後の「更新」後についていずれも2年経過前と同様に判断すべきかどうか論点となります。2年既に拘束された後は消費者を拘束するのは不当であり、2年経過後は一律に解約金条項は消費者契約法9条1号、10条で無効と解されるべきですが、高裁段階でのいずれの判決も更新後について更新前と同様に判断すべきと解しています。

また、各判決では、9条1号該当性を中心に議論がされていますが、これらの条項の本質は不当な期間拘束にあり、本来は10条該当性が中心的に議論されるべきです。

各地裁判決について何が損害かと区分についての判断を図表にすると別添のとおりです。

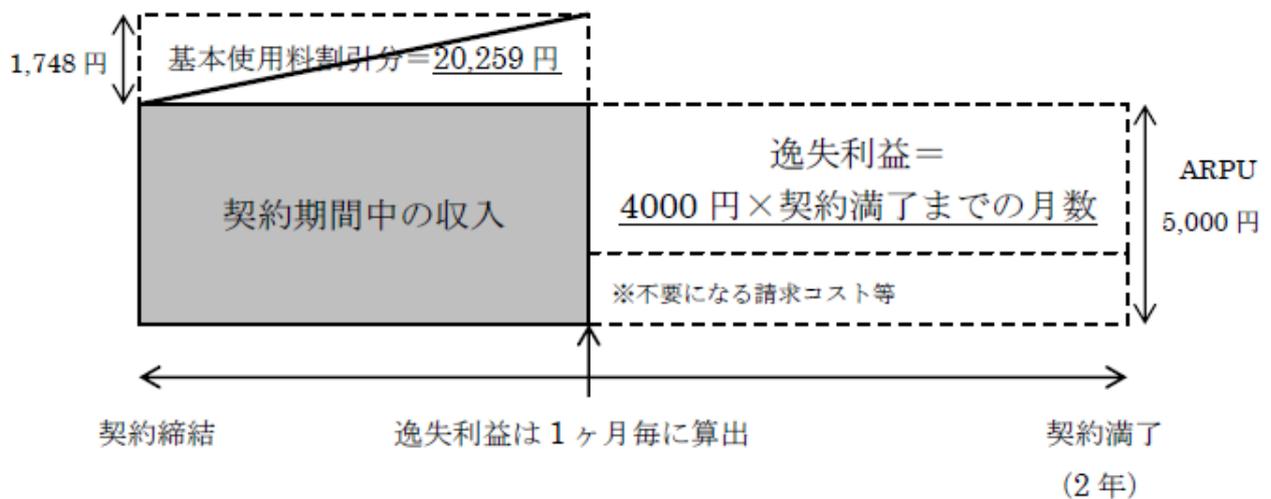
結論としては高裁段階までいずれも敗訴しているのですが（これ自体は巨大キャリアを負かさないという裁判所の消極的な姿勢がでていると思います。）、特に損害が何かについて大きく異なる判断がされている点が注目されます。ドコモ判決のように、逸失利益は損害でなく、かつ、KDDI・ソフトバンク判決のように「割引」分も損害でなく、KDDI 1審判決のように「区分」は月毎に相当性を判断すべきとなれば、KCCNの完全勝訴の判断がありうるのです。そして、これらの判断はそれぞれの判決で既に判断されている内容です。

損害が何か、区分をどう解すべきかについて、判決が異なる判断をしているのは、事業者が主張する「損害」の中身がはっきりしないものであることを物語っています。

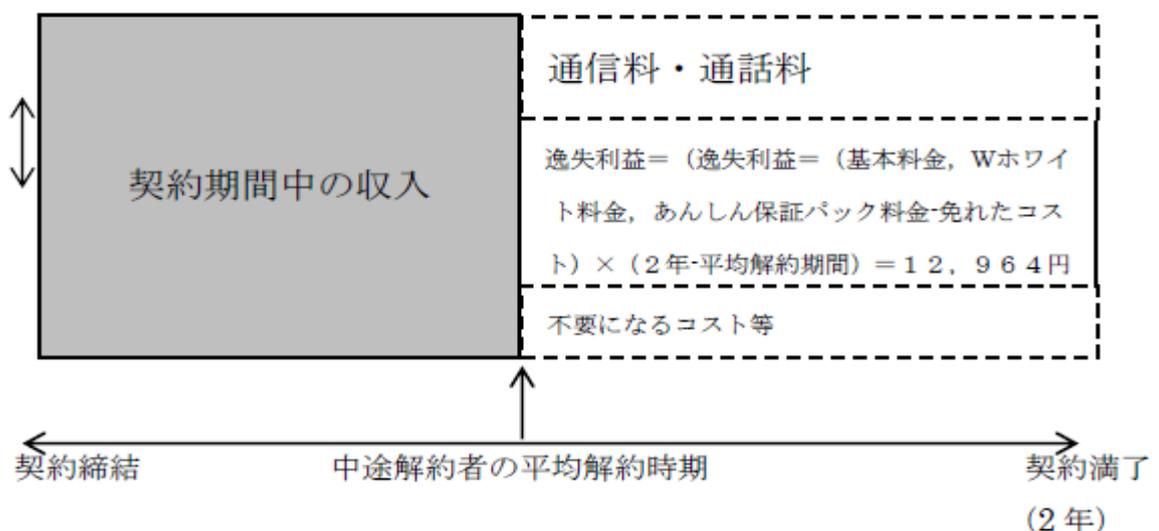
最高裁での判断が注目されます。今後とも、この問題についてみなさんのご理解・ご支援をお願いします。

各地裁判決の図示

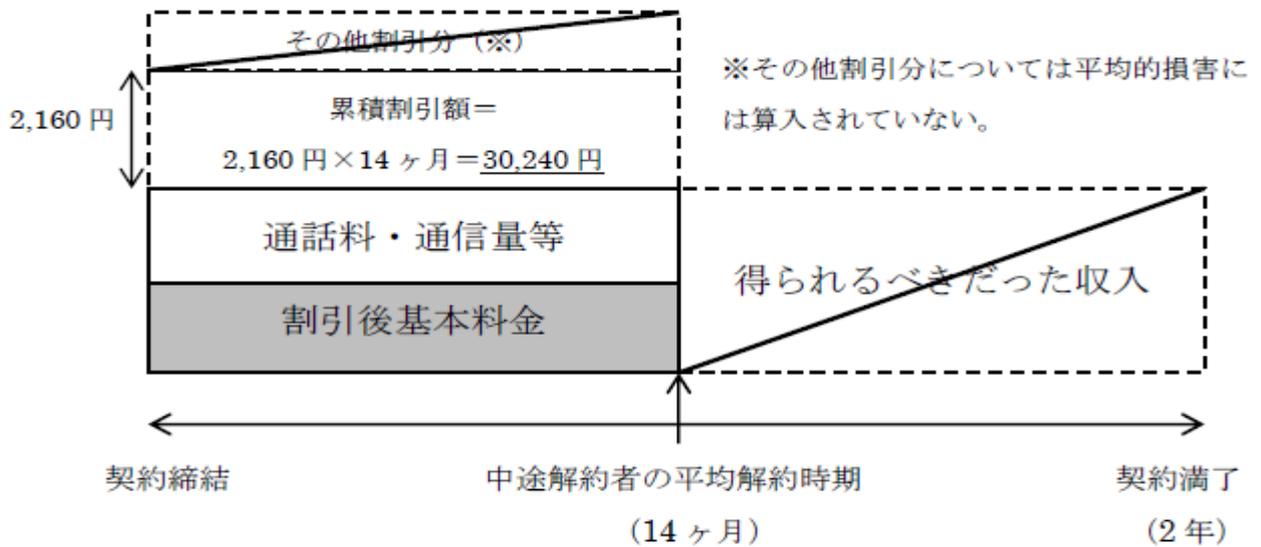
① KDDI 判決における「平均的な損害」



② ソフトバンク判決における「平均的な損害」



③ NTTドコモ判決における「平均的な損害」



各地裁判決の各論点ごとの一覧

損害となるかどうか	ドコモ	KDDI	ソフトバンク
割引分	○	×	問題とならない
解約後の逸失利益	×	○	○ (但し一部のみ)
9条1号の「区分」	平均解約期間	一か月ごと	平均契約残期間

最高裁判所の判断
にご注目下さい。

